

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<u>．監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</u> - 5 指定親会社グループについて - 5 - 4 リスク管理態勢 （新設）	<u>．監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</u> - 5 指定親会社グループについて - 5 - 4 リスク管理態勢 - 5 - 4 - 3 再建・処理計画の策定等 - 5 - 4 - 3 - 1 意義 <u>国際的に活動し、大規模で複雑な業務を行う金融機関については、当該金融機関が危機に直面した場合、その影響が当該金融機関のみならず、金融システム全体にも及びかねないことから、監督上、危機管理の一環として、これをできる限り未然に防止していくことが重要である。</u> <u>国際的にも、こうした観点から、金融安定理事会における合意（注）の下、グローバルなシステム上重要な金融機関（Global Systemically Important Financial Institutions; G-SIFIs）及び破綻時に金融システムの安定性に影響を及ぼす可能性がある」と母国当局によって判断された金融機関に対して、堅牢かつ信頼性のある「再建・処理計画（Recovery and Resolution Plans; RRP）」を策定することが求められている。</u> <u>我が国でも、このような国際的な動向を勘案しつつ、RRPs の策定に向けた取り組みを引き続き進めていく必要がある。</u> <u>（注）金融安定理事会（Financial Stability Board）「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」（2011 年 11 月）</u> - 5 - 4 - 3 - 2 着眼点と監督手法・対応 （１）<u>金融安定理事会における合意等を踏まえ、G-SIFIs に認定された金融機関及び必要に応じてその他のシステム上重要な金融機関に対して法第 57 条の 23 に基づき、年 1 回又は事業やグループ構造等に重要な変更があった場合に、再建計画の策定・提出を求めるものとする。再建計画の内容は、各金融機関のグループ構造やビジネスモデルの実態に応じて異なるものとなるが、金融安定理事会の議論等を踏まえ、最低限、以下の項目が含ま</u>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<u>れているか確認するものとする。</u> — <u>再建計画の概要</u> イ．<u>当該金融機関における再建計画の位置付け</u> ロ．<u>再建計画の策定体制</u> — <u>再建計画策定に当たって前提となるべき事項</u> イ．<u>事業概要及びグループ構造の概要</u> ロ．<u>財務の健全性及び流動性に係る平時におけるリスク管理態勢</u> — <u>再建計画発動に係るトリガー</u> イ．<u>危機時の対応が手遅れとならないような十分に早い段階のトリガー（財務の健全性及び流動性それぞれに係る定量的・定性的トリガーを含む。）</u> ロ．<u>通常よりも高いストレスを想定したストレステスト及びリバース・ストレステスト（市場全体のストレスシナリオ及び当該金融機関固有のストレスシナリオの双方を含む。）</u> ハ．<u>トリガー抵触についての判断及びトリガー抵触時の対応策の検討における内部意思決定プロセス</u> ニ．<u>通常時における危機の程度に応じたリスク管理運営と再建計画発動時のリスク管理運営との関係</u> — <u>グループの子法人等、海外拠点及び各事業部門の概要</u> イ．<u>各子法人等及び海外拠点のプロファイル</u> A．<u>事業概要・財務情報・金融システム上の重要性（市場シェア等を踏まえたビジネスや子法人等のグループにとっての重要性（コア度）及び金融システム上の重要性（クリティカルリティ）の分析）</u> B．<u>海外子法人等や海外拠点の経営戦略上の位置付け</u> ロ．<u>主な子法人等、海外拠点及び事業部門相互の連関性</u> <u>グループ内の資本関係・グループ内の資金取引関係・グループ内の保証関係・ITシステムの相互依存性・クリティカルな機能を有する部門等へサービスを提供する子法人等の特定・人事上の関係</u> — <u>リカバリー・オプションの分析</u> イ．<u>ストレスシナリオごとの各リカバリー・オプション（流動性対策、財務の健全性対策）の有効性・適切性・十分性（定量的評価を含む。）</u> ロ．<u>各リカバリー・オプション実行に当たっての留意点と実行可能性の評価</u>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
- 5 - 5 報酬体系 - 5 - 5 - 1 報酬体系に係る留意点等 指定親会社グループにおいては、国際的な雇用・報酬慣行も勘案して、報酬体系の設計・運用を行うことが考えられる。一方、その設計・運用次第では、役職員によるリスクテイクへのインセンティブを高めることとなり、こうした傾向が過度なものとなれば、グループ全体のリスク管理等にとって重大な問題をもたらす可能性もある。 国際的にも、<u>金融安定理事会（Financial Stability Board）</u>等の場において、金融機関の報酬体系の設計・運用に関する議論が進められており、指定親会社グループにおいては、こうした国際的動向も考慮しつつ、報酬体系が役職員の過度なリスクテイクを引き起こさないよう確保していくことが必要である。こうしたことから、監督当局としてもこれらグループの報酬体系について、金融安定理事会における国際的な指針（注）等も踏まえつつ、特に以下の点に留意して監督することとする。実際の監督に当たっては、グループの規模、業務の複雑性及び海外拠点の設置状況等も踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないように留意することとする。 なお、報酬体系に関して役職員による過度なリスクテイクが誘発されるおそれのほか、雇用慣行や人事評価制度等に関連して同様のおそれが見られないか等についても、配意するものとする。また、経営者は経営管理を始めとして重	— その他 <u>イ．経営情報システム</u> <u>再建計画の策定及びリカバリー・オプションの実行の検討に必要な情報の一覧並びに当該情報の入手に要する期間</u> <u>（２）金融安定理事会における合意等を踏まえ、G-SIFIs に認定された金融機関及び必要に応じてその他のシステム上重要な金融機関について、当局にて処理計画を策定することとなるが、当該計画の見直し及びこれらの処理の実行可能性の評価を、年１回又は当該金融機関の事業・グループ構造等に重要な変更があった場合に、当局にて実施するものとする。</u> - 5 - 5 報酬体系 - 5 - 5 - 1 報酬体系に係る留意点等 指定親会社グループにおいては、国際的な雇用・報酬慣行も勘案して、報酬体系の設計・運用を行うことが考えられる。一方、その設計・運用次第では、役職員によるリスクテイクへのインセンティブを高めることとなり、こうした傾向が過度なものとなれば、グループ全体のリスク管理等にとって重大な問題をもたらす可能性もある。 国際的にも、<u>金融安定理事会等</u>の場において、金融機関の報酬体系の設計・運用に関する議論が進められており、指定親会社グループにおいては、こうした国際的動向も考慮しつつ、報酬体系が役職員の過度なリスクテイクを引き起こさないよう確保していくことが必要である。こうしたことから、監督当局としてもこれらグループの報酬体系について、金融安定理事会における国際的な指針（注）等も踏まえつつ、特に以下の点に留意して監督することとする。実際の監督に当たっては、グループの規模、業務の複雑性及び海外拠点の設置状況等も踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないように留意することとする。 なお、報酬体系に関して役職員による過度なリスクテイクが誘発されるおそれのほか、雇用慣行や人事評価制度等に関連して同様のおそれが見られないか等についても、配意するものとする。また、経営者は経営管理を始めとして重要な職務を担っており、そのための報酬を受けていることを踏まえ、適切な経

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
要な職務を担っており、そのための報酬を受けていることを踏まえ、適切な経営を行うことを当然に求められていることに留意するものとする。 （注）・金融安定化フォーラム「健全な報酬慣行に関する原則」（2009年4月） ・金融安定理事会「「健全な報酬慣行に関する原則」実施基準」（2009年9月）	営を行うことを当然に求められていることに留意するものとする。 （注）・金融安定化フォーラム「健全な報酬慣行に関する原則」（2009年4月） ・金融安定理事会「「健全な報酬慣行に関する原則」実施基準」（2009年9月）